

上越市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める
条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第 1 号

上越市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定
める条例

(別紙のとおり)

上越市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第 2 号

上越市行政手続条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第 3 号

上越市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正
する条例

(別紙のとおり)

上越市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第 4 号

上越市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第 5 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第 6 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第7号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

上越市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第8号

上越市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第9号

上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第10号

上越市介護保険条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第11号

上越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第12号

上越市児童館条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第13号

上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第14号

上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第15号

上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第16号

上越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市法定外公共物管理条例及び上越市準用河川管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第17号

上越市法定外公共物管理条例及び上越市準用河川管理条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第18号

上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市企業振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第19号

上越市企業振興条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第20号

上越市立学校条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市奨学基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第21号

上越市奨学基金条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条―第33条）

第3章 雑則（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「特定乳児等通園支援事業」とは、法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援を行う事業をいう。

（一般原則）

第3条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、新潟県、市、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小

学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法

第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援

給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の

額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供

しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、出身、信条、性別、年齢、社会的身分、障害の有無、乳児等支援給付認定保護者が第13条の規定による利用に要する費用を負担するか否かその他いかなる理由によっても、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業

者をいう。次項において同じ。)又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することを対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。
(苦情解決)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防

止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第19条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについ

ては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

上越市行政手続条例の一部を改正する条例

上越市行政手続条例（平成8年上越市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項を次のように改める。

- 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

第14条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第15条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第21条第3項中「第14条第3項」を「第14条第3項及び第4項」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

第28条中「第14条第3項、第15条及び第17条」を「第14条第3項及び第4項、第15条並びに第17条」に、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第27条第1項第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第14条第3項後段」を「第14条第4項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第14条第3項及び第4項の規定（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日

前にした通知については、なお従前の例による。

上越市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

上越市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年上越市条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第1章 総則」を削る。

第2条中「及び上越市議会における会派（2人以上の議員により結成され、別に定めるところにより議長に届出をしたものをいう。以下「会派」という。）」を削る。

第3条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲等）

第3条 議員は、政務活動費を当該議員が行う政務活動（調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動をいう。以下同じ。）に要する経費（別表第1に定める政務活動に要する経費に限る。）に充てることができる。

2 会派（2人以上の議員により結成され、別に定めるところにより議長に届出をしたものをいう。以下同じ。）は、会派に属する議員に交付された政務活動費の全部又は一部を徴収し、会派が行う政務活動に要する経費（別表第2に定める政務活動に要する経費に限る。）に充てることができる。

3 前項の規定により政務活動費を徴収し、会派が行う政務活動に要する経費に充てる会派は、経理責任者を置かなければならない。

「第2章 議員政務活動費」を削る。

第4条第1項中「3万7,500円」を「5万円」に改める。

第3章を削る。

「第4章 収支報告等」を削る。

第9条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる報告書（以下「収支報告書」という。）を翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。

- (1) 議員政務活動費の交付を受けた者 政務活動費に係る収入及び支出の報告書
- (2) 会派が行う政務活動に政務活動費を充てた会派の経理責任者 政務活動費を充てた会派の政務活動に係る収入及び支出の報告書

第9条第2項中「会派政務活動費の交付を受けた」を「会派が行う政務活動に政務活動費を充てた」に改め、同条を第6条とする。

第10条中「又は会派政務活動費の交付を受けた会派」を削り、「第3条」を「第3条第

1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 第 3 条第 2 項の規定により会派が行う政務活動に政務活動費を充てた会派は、一の年度において会派に属する議員（以下この項において「所属議員」という。）から徴収した政務活動費の額から当該年度において同項に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額を所属議員に返還しなければならない。

第 10 条を第 7 条とする。

第 11 条中「第 9 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改め、同条を第 8 条とする。

「第 5 章 雑則」を削る。

第 12 条を第 9 条とする。

別表第 1 に次のように加える。

会派が行う政務活動費	会派に属する議員が会派の行う政務活動に拠出する経費
------------	---------------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の上越市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

(上越市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

3 上越市特別職報酬等審議会条例（昭和 46 年上越市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「議会の会派又は」を削る。

上越市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上越市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年上越市条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表各種検診出務医師の項中「20,200円」を「30,000円以内」に改め、同表鳥獣被害対策実施隊員の項中「4,960円」を「6,560円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年上越市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「531,000円」を「545,900円」に改め、同条第2号中「469,800円」を「483,000円」に改め、同条第3号中「442,100円」を「454,500円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和47年上越市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「969,200円」を「996,300円」に改め、同条第2号中「731,400円」を「751,900円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和47年上越市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第3条中「632,600円」を「650,300円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

上越市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

上越市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和46年上越市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「96,000円」を「140,000円」に改め、同項第5号中「37,000円」を「41,000円」に改める。

第13条中「旅行した場合」の次に「、団長については市長相当職、副団長については副市長相当職、団長及び副団長以外の団員は一般職の職員とみなし」を加え、同条後段を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成9年上越市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第5号中「184円」を「198円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第19条の規定は、この条例の施行の日以後に行うし尿の処理について適用し、同日前に行ったし尿の処理については、なお従前の例による。

上越市介護保険条例の一部を改正する条例

上越市介護保険条例（平成12年上越市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第19条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等という。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項（第6号から第16号までに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項（第6号から第16号までに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計

所得金額」という。) (租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項(第6号から第16号までに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額

が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第20条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満

であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

上越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上越市国民健康保険税条例（昭和46年上越市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）」を「、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（新潟県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第3条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（2項世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第4条第1項及び第2項中「100分の7.50」を「100分の6.90」に改める。

第5条中「1万9,400円」を「2万円」に改める。

第6条第1号中「2万6,000円」を「2万2,000円」に改め、同条第2号中「1万3,000円」を「1万1,000円」に改め、同条第3号中「1万9,500円」を「1万6,500円」に改める。

第10条の次に次の3条を加える。

（子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第10条の2 第3条第5項に規定する子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額は、被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第10条の3 第3条第5項に規定する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,500円とする。

（子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第10条の4 第3条第5項に規定する18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険

者1人について48円とする。

第25条第1項中「並びに介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）」を「、介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに子ども・子育て支援納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額」に改め、同項第1号ア中「1万3,580円」を「1万4,000円」に改め、同号イ(7)中「1万8,200円」を「1万5,400円」に改め、同号イ(8)中「9,100円」を「7,700円」に改め、同号イ(9)中「1万3,650円」を「1万1,550円」に改め、同号に次のように加える。

オ 子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について 1,050円

第25条第1項第2号ア中「9,700円」を「1万円」に改め、同号イ(7)中「1万3,000円」を「1万1,000円」に改め、同号イ(8)中「6,500円」を「5,500円」に改め、同号イ(9)中「9,750円」を「8,250円」に改め、同号に次のように加える。

オ 子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について 750円

第25条第1項第3号ア中「3,880円」を「4,000円」に改め、同号イ(7)中「5,200円」を「4,400円」に改め、同号イ(8)中「2,600円」を「2,200円」に改め、同号イ(9)中「3,900円」を「3,300円」に改め、同号に次のように加える。

オ 子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について 300円

第25条第2項第1号ア中「2,910円」を「3,000円」に改め、同号イ中「4,850円」を「5,000円」に改め、同号ウ中「7,760円」を「8,000円」に改め、同号エ中「9,700円」を「1万円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号オに規定する金額を減額した世帯 225円

イ 前項第2号オに規定する金額を減額した世帯 375円

ウ 前項第3号オに規定する金額を減額した世帯 600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 750円

第25条第3項に次の2号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第10条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

附則第4項、第5項及び第7項から第14項までの規定中「第9条及び第25条」を「第9条、第10条の2及び第25条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の上越市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

上越市児童館条例の一部を改正する条例

上越市児童館条例（昭和46年上越市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条の表諏訪児童館の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例（昭和48年上越市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「の属する月の翌月の初日」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第9条の規定は、この条例の施行の日以後に妊娠の届出を行う者に対する医療に係る助成について適用し、同日前に妊娠の届出を行った者に対する医療に係る助成については、なお従前の例による。

上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年上越市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年上越市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第14条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第18条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

上越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年上越市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「職員（」の次に「市長の監督に属する」を加える。

第10条（見出しを含む。）、第11条見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第14条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第17条第6号中「乳児又は幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第23条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第27条後段を削る。

第28条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第14条の改正規定（「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める部分に限る。） 公布の日
- (2) 第14条の次に1条を加える改正規定 令和8年12月25日

上越市法定外公共物管理条例及び上越市準用河川管理条例の一部を改正する条例

(上越市法定外公共物管理条例の一部改正)

第1条 上越市法定外公共物管理条例（平成14年上越市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2中	175円	を	200円	に改める。
	65円		75円	
	130円		150円	
	3,940円		4,500円	
	7,895円		9,015円	
	7,895円に長径が120cmを超える15cmまでごとに789円を加算した額		9,015円に長径が120cmを超える15cmまでごとに901円を加算した額	
	195円		220円	
	175円		200円	
	150円		170円	

(上越市準用河川管理条例の一部改正)

第2条 上越市準用河川管理条例（平成14年上越市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3中	195円	を	220円	に改める。
	175円		200円	
	150円		170円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の上越市法定外公共物管理条例別表第2の規定及び第2条の規定による改正後の上越市準用河川管理条例別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の徴収に係る採取料について適用し、同日前の徴収に係る採取料については、なお従前の例による。

上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成27年上越市条例第4号）
の一部を次のように改正する。

第3条中「610,900円」を「628,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

上越市企業振興条例の一部を改正する条例

上越市企業振興条例（昭和60年上越市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号サを次のように改める。

サ アからコまでに掲げる事業のほか、地域経済の発展に寄与する事業として市長が特に認めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上越市立学校条例の一部を改正する条例

上越市立学校条例（昭和46年上越市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第2 上越市立牧中学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

上越市奨学基金条例の一部を改正する条例

上越市奨学基金条例（昭和48年上越市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1億3,761万2,000円」を「1億4,061万2,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。